

令和8年度 大洗町奨学生【判定基準】(大学生)

1 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

2 健康について

学校保健法による定期健康診断等の結果により、修学に十分耐えうると学校側が認めた者。

3 学力について

【 大学(短期大学)へ進学を予定している方 】

＜高等学校に推薦調書(様式第2号)の作成を依頼する＞

前2ヵ年(高等学校在学学生は1～2学年・卒業生は2～3学年)の高等学校における学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.0以上であること。

【 大学(短期大学)在学学生 】

＜在学している大学で推薦調書(様式第2号)の作成を依頼する＞

出願時に在学する学年の前2ヶ年(2ヶ年未満のときは、出願時まで)の大学における学習成績の評定を全履修教科について平均した値が3.0以上であること。

※奨学生推薦調書(様式第2号)について＜学校向け記入例あり＞

- ・ 評定平均値については、小数第2位まで記入する。(小数第3位は切り捨て)
- ・ 履修教科(科目)の評定は「5・4・3・2・1」の5段階法によることとする。
5段階法によらない評定については、5段階に換算して評定する。
ただし、「優・良・可」の3段階法による場合は、「優は4・良は3・可は2」に換算して評定する。
- ・ 「学力が基準に満たない場合(2.8以上3.0未満)」であっても、その者が優れた素質を有し、奨学金の貸与によって【学習成績の向上が期待できる】あるいは【将来的にスポーツ・芸術等の分野において特出した発揮ができる】場合は、ご推薦ください。
- ★ 推薦調書には、部活動、生徒会活動、学業成績等、本人の参考となる事項を具体的に記入してください。
- ★ 推薦にあたっては、勉学意欲があり、大学等を確実に卒業できる見込みがあると学校長が認める者を推薦してください。

4 家計について

父母の総収入額から表2、表3により算出した認定所得金額（＝所得金額－特別控除金額）が次の表1・収入基準額以下であること。

【表1・収入基準額表】

世帯人員	収 入 基 準 額	備 考
1 人	1 6 0 万円	世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに18万円を、それぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。
2 人	2 5 4 万円	
3 人	2 9 5 万円	
4 人	3 2 0 万円	
5 人	3 4 4 万円	
6 人	3 6 2 万円	
7 人	3 8 0 万円	

【表2・所得金額の算定方法について】

(1) 給与所得者以外の所得者の算出基礎

1年間の総収入から必要経費を控除した金額を所得金額とする。

(2) 給与所得者の算出基礎

俸給、給料、賃金、事業主報酬、役員報酬、歳費、賞与及び専従者給与（専従者控除分も含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（年金「恩給・老齢年金・遺族年金等を含む。」、生活保護法による扶助費、傷病手当金等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等という「支払金額」）を基にして、次の計算式によって得た金額を所得金額とする。

区 分	計 算 式
収入金額が400万円までのもの	収入金額×0.8－278万円＝所得金額
収入金額が400万円を超え878万円までのもの	収入金額×0.7－238万円＝所得金額
収入金額が878万円を超えるもの	収入金額－501万円＝所得金額

(注) ① 同一人で、2以上の収入があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算して所得金額を算出する。

② 収入金額及び所得金額は、万円未満を切り捨てて適用する。

【表 3 特別控除額表】

特 別 の 事 情		特 別 控 除 額				
1	母子・父子世帯	4 9 万円				
2	就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生 1人につき) ※本人も含みます。	小 学 校		9 万円		
		中 学 校		1 7 万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高 等 学 校	国・公立	1 9 万円	4 1 万円	
			私 立	3 3 万円	5 4 万円	
		高 等 専 門 学 校 (1～3年)	国・公立	2 8 万円	5 0 万円	
			私 立	5 4 万円	7 6 万円	
		高 等 専 門 学 校 (4～5年)	国・公立	4 0 万円	6 2 万円	
			私 立	6 6 万円	8 8 万円	
		大 学	国・公立	6 7 万円	1 1 6 万円	
			私 立	1 1 1 万円	1 5 9 万円	
		専修学校	高等課程	国・公立	7 万円	1 8 万円
				私 立	2 9 万円	3 9 万円
専門課程	国・公立		2 5 万円	7 1 万円		
	私 立		7 9 万円	1 2 3 万円		
3	障害者のいる世帯	障害のある人1人につき		9 9 万円		
4	長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている年間金額				
5	主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために支出している年間金額。ただし、7 1 万円を限度とします。				
6	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材、又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があり、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				

5 問合せ先

大洗町教育委員会 学校教育課
〒3 1 1－1 3 9 2 大洗町磯浜町6 8 8 1－2 7 5
電 話 0 2 9－2 6 7－5 1 1 1 (内線3 7 2)
F A X 0 2 9－2 6 6－2 4 1 2
E-Mail gakukyo@town.oarai.lg.jp